

# 業務指示書

## バングラデシュ国外国直接投資促進事業協力準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2014年4月2日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 山崎 みさ Yamasaki.Misa@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年4月7日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( ) に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- ( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：外国直接投資促進や経済特区に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/外国直接投資促進）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：直接投資促進に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（バングラデシュ及び全途上国での業務の経験）
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 ファンドマネージメント】

- 1) 類似業務の経験：ファンドマネージメントに係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（バングラデシュ 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年4月11日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、  
その他アジア・大洋州地域 における 33% とします。  
なお、定率化方式の積算基礎となる現地業務期間中の直接人件費には通訳団員は含まれません。
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
現地再委託経費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BDT1 = 1.335 円, US\$1 = 102.200 円, EUR1 = 139.84 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/外国直接投資促進  
ファンドマネージメント

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

14.06 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年4月25日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

##### 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表  
 バングラデシュ外国直接投資促進事業協力準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/外国直接投資促進	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： ファンドマネージメント	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

バングラデシュの1人当たりGNIは770ドル（世銀、2011年）であり、最貧国に位置づけられているが、90年代以降は比較的安定した成長を続け、繊維製品を中心とした欧米向け輸出や主に中東からの労働者送金の拡大に支えられて、過去10年間に渡って平均6%程度の成長を遂げており、中長期的にも6%以上の経済成長の持続が予測されている。

輸出は縫製品が全輸出の75%を占め、その他は魚介類、ジュート製品、皮革製品等が代表的であり、低価格製品の輸出が目立つ。輸入は石油・鉄鋼などの資源や中間財の多くを輸入しているため、恒常的に貿易赤字構造にある。従前の経済成長を支えてきた繊維製品輸出及び海外労働者送金は、主要輸出市場である欧米や出稼ぎ先の中東・米国の景気動向の影響を受けやすく、堅実な経済発展とバングラデシュ政府が目指す中所得国入りのためには、製造業の発展が必要となっており、そのために製造業への外国直接投資の促進を含む国内投資の増加が鍵である。

バングラデシュはBRICSに次ぐ新興経済発展国群であるネクストイレブンの一つとして取上げられており、人口が約1億5千万人であるために低廉で大量の労働力供給や国内消費市場の大きさの観点から、成長性は高く評価され、海外企業から投資先として注目を集めつつある。しかし、欧米・中東からの投資が増加しているものの、直接投資額においても対GDP比においても、依然として国際的に低い水準に留まっている。バングラデシュへの外国直接投資額はGDP比で1.0%（2011）に過ぎず、ストックベースでもGDP比5.9%（同）と南アジア平均9.8%（同）と比較しても低く、東南アジア平均44.1%（同）とは大きく差が開いている。また、民間投資を要する製造業はGDP比17%（2009）に留まっており、外国直接投資の受け皿となる地場製造業の育成も進んでいない。

また、第6次国家開発5カ年計画（SFYP2001-2016）において、年率8%以上の経済成長率を達成するには、対GDP比24%程度に留まっている国内投資を2015年までに32~33%に、2021年までに38~40%に上げることが必要と記述されている。特に、国内投資のうち、過去5年間は対GDP比19%程度に留まっていた民間投資を2015年までに25%に上げることが目標とされている。

バングラデシュ政府が掲げる目標である2021年までの中所得国入りや民間投資増加のためには、工業化と経済成長の持続が必要である。特に製造業の発展と多様化、貿易投資促進が肝要であり、産業振興策の策定実施、民間企業の技術力向上、電力及び運輸交通インフラ等の整備、手続・制度面の問題点を改善する必要がある。また、不足がちな国内資本・技術に頼るだけでなく、外国直接投資を促進して工業化の進展・産業多様化に結び付けていくことも必要である。

従来、バングラデシュへの外国直接投資促進、輸出産業の振興については、全国8カ所の輸出加工区（Export Processing Zone、以下EPZ）が大きな役割を果たしてきた。

しかし、EPZには原材料を輸入し安い人件費で加工した製品を輸出する労働集約型加工産業である繊維産業の立地が多く、国内産業全般の発展や技術移転への波及効果が少ないため、政府は民間設置によるものを除いて新たなEPZを設置しない方針を明らかにしている。バングラデシュ政府は、上記の背景から、2010年にバングラデシュ経済特区法を制定し、輸出産業と国内産業の産業連関強化や民間資金の活用等を図るべく、新たに経済特区の開発を進めているが、本格的な制度導入には至らず、経済特区及び周辺インフラの整備が進捗していない。また、外資を含む計画中の経済特区や工業団地への進出企業は、為替リスク回避等の観点から、進出資金や事業運転について、バングラデシュ国内の民間商業銀行からタカ建ての借入を行う必要があるが、土地に偏重した厳しい担保要件、金利水準の高さ、融資期間の短さ、融資手続きの煩雑さ等により、工業団地進出を検討する際のボトルネックになっている。

本件協力準備調査は、このバングラデシュ政府側の動きや日本企業進出が増加している状況を踏まえて、EPZや経済特区のインフラ整備及びツーステップローン(以下、TSL)を通じて、進出企業の投資環境及び金融アクセスの改善を目指す「外国直接投資促進事業」(以下、本事業)にかかる情報収集・分析、実施体制の確認、実施にかかる提案作成等を行うものである。

## 2. 本事業の概要

### (1) 事業名

バングラデシュ国外国直接投資促進事業  
(Foreign Direct Investment Promotion Project)

### (2) 事業目的

本事業は、経済特区等のインフラ整備、及びTSL等を通じて、経済特区等への進出企業の投資環境及び金融アクセスの改善を目指すものである。

### (3) 事業概要

- 1) 外国投資促進ファンド：TSLとエクイティバックファイナンスを通じての、本邦企業を中心とした外資系企業による経済特区/輸出加工区等の建設や、それらへの進出企業に対する中長期資金供与
- 2) 経済特区インフラ整備（プロジェクト型セクターローン）：経済特区/輸出加工区/工業団地内や周辺のインフラ整備
- 3) コンサルティングサービス：参加金融機関の選定支援、及び事業進捗にかかるモニタリング支援

### (4) 対象地域

バングラデシュ全土

### (5) 実施機関

財務省経済関係局

(Economic Relations Division, Ministry of Finance)

但し、実際の事業実施は、ツーステップローン等の用途に応じて、財務省より委託を受けたバングラデシュ中央銀行 (Bangladesh Bank)、及びバングラデシュ経済特区庁 (Bangladesh Economic Zones Authority : BEZA)、運輸省道路局 (Roads and Highways Department : RHD) 等が担う。

本事業では、3つのコンポーネント (外国投資促進ファンド (TSL、エクイティバックアップファイナンス)、プロジェクト型セクターローン) から構成され、以下の体制を想定している。

	外国投資促進ファンド		プロジェクト型セクター ローン
	TSL	エクイティバック アップファイナンス	
実施省庁 Executing Ministry	財務省経済関係局 (ERD)		
実施機関 Executing Agency	財務省銀行金融機関局	首相府	財務省財務局
担当機関 Implementation Agency	バングラデシュ銀行	BEZA/BEPZA/PPP Office/IDOCOL 等	道路局/橋梁局/電力局/地方 自治体等
	市中商業銀行 (仲介金 融機関)	経済特区 SPC 等 (事 業会社)	

### (6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

- 1) 有償資金協力：中小企業振興金融セクター事業 (2011)
- 2) 技術協力：投資環境整備アドバイザー (2012~2014)、産業政策アドバイザー (2013~2015) 等

### 3. 業務の目的

本事業について、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業 (円借款) として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、本業務に関するバングラデシュ政府との合意文書 (ミニッツ) に基づき実施される。コンサルタントは、「3.業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及

び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「8. 成果品等」に記載の報告書を作成し、先方政府へ説明・協議を行う。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の結果は、本事業に対する審査を機構が実施する際、その検討資料として用いられることになる。本業務で取りまとめる事業内容は、本事業の原案として取り扱われることになることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で十分に機構と協議すること。

また、本業務で検討・策定した事項が、バングラデシュ関係機関への一方的な提案とならないように、バングラデシュ政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。

ただし、本業務は円借款供与（本事業の実施）を約束するものではないことに留意し、バングラデシュ関係者に本業務結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意すること。

### (2) 審査の重点項目

本業務の結果を本事業の審査の検討資料とするために、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、機構から基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。

- 1) 調達方法
- 2) 事業費
- 3) 事業実施機関の実施体制
- 4) 運営・維持管理体制
- 5) 運用・効果指標
- 6) 環境社会配慮

また、審査にあたり必要な項目を追加して調査依頼を行う可能性がある。

### (3) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、JICA 環境社会配慮ガイドライン)上、機構の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できないコンポーネントを含み、且つそのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定されるため、カテゴリ分類としてFIが見込まれている。

機構の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない TSL については、上記の JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から見たサブプロジェクト選定手続きを作成し、実施機関の環境社会配慮にかかる能力を確認の上、必要に応じてその能力の強化等を提言する。

#### (4) バングラデシュ政府内の事業承認手続き

通常、バングラデシュでの事業実施については、円借款契約調印に先立ち、当該事業にかかるバングラデシュ政府内で事業計画（Two Step Loan Project Proposal : TPP、Development Project Proposal : DPP）が承認されていることが必要となる。また、円借款資金はバングラデシュ財務省を通じて実施機関に転貸されるが、その際財務省と実施機関の間で転貸契約書（Subsidiary loan Agreement : SLA）の締結が必要なため、本業務を担うコンサルタントは円借款事業の円滑な実施のため、SLAの作成及び TPP・DPP 策定・承認に係る側面支援を行う。

なお、本事業はバングラデシュ政府の公共投資事業形成・審査能力の強化、戦略的な年次開発計画の承認・運用、開発計画と公共投資事業における評価能力の強化を目標とした「公共投資管理強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト、2014～2016年）で提案される新たな TPP/DPP フォーマット・承認フローを利用するパイロット事案となる可能性があるため、その場合は同プロジェクトのコンサルタントチームから、プロジェクトにより新たに作成されたフォーマットやフローを入手した上で TPP/DPP の策定・承認支援を行うこと。

#### (5) 日本企業の進出動向の確認

日本企業は、既に飽和状態にある EPZ への進出よりも計画中の経済特区や工業団地への進出に関心があると思われるため、外国直接投資誘致や制度の現状確認においてはこれら経済特区等の動向に留意すること。また、本事業では、日本企業のバングラデシュ進出時の現地通貨建て資金需要・ニーズの動向が重要であることから、「6. 業務の内容（2）事業背景及び事業の必要性の確認」にて記載する通り、インタビュー調査等を通じてそれらの把握に努めること。

#### (6) 他案件との連携

2014 年度には、「経済特区開発調査及び BEZA 能力向上プロジェクト」（開発計画調査型技術協力）が実施される予定であり、コンサルタントチーム同士での情報共有や、そこで対象とされる経済特区に関しても本事業による支援が行えるよう連携を図ること。同プロジェクトは、短期的及び中長期的に実現可能な経済特区候補地を 4 カ所程度抽出し、周辺インフラ整備を含めたマスタープラン案を作成するものである。

### 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案する。

(1) 国内準備作業及びインセプションレポートの説明・協議

既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な業務内容及び工程を検討する。検討に当たっては、作業の効率性を十分に考慮し、機構と十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

現地調査の冒頭に、機構が確認したインセプションレポートを実施機関である ERD に対し説明し、調査方針、調査計画、内容につき了解を得る。

(2) 事業背景及び事業の必要性の確認

- 1) バングラデシュ政府による外国直接投資にかかる政策・施策のレビュー
- 2) バングラデシュにおける外国直接投資誘致や制度の現状確認
- 3) 経済特区及び EPZ を巡る課題や新規設置状況の確認
- 4) バングラデシュにおける事業実施にかかる本邦企業を中心とした外資系企業の意欲度合いの聴取・確認
- 5) 経済特区及び新規民間 EPZ における進出可能性がある産業・分野の抽出
- 6) バングラデシュ進出にかかる、経済特区及び EPZ 関連インフラ整備にかかる民間企業（日本企業やその現地パートナー企業を含む）における現地通貨建て資金需要のニーズ確認・把握

(3) 外国直接投資の促進にかかる課題の抽出

- 1) 外国直接投資、経済特区及び新規民間 EPZ 設置、経済特区・新規民間 EPZ の内外インフラ整備にかかる問題点・課題のレビュー
- 2) バングラデシュで事業を開始する本邦企業を中心とした外資系企業が直面する金融面の問題点や課題、状況の確認
- 3) 本事業と関連する機構支援にかかる状況、成果、問題点のレビュー

(4) 本事業の計画概要

当機構との協議を踏まえ、以下の項目を含む事業概要を策定する。

- 1) 本事業の目的、必要性、妥当性
- 2) 実施体制、資金フロー
- 3) コンサルティングサービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計・入札補助・施工監理等）の内容とその規模（M/M）につき計画する。

(5) TSL コンポーネントに係る調査・確認事項

- 1) 本コンポーネント実施の意義と必要性

以下の側面から本事業の実施意義と必要性を確認し、詳述する。

- ア) 機構が日本の公的資金（円借款）を活用して「TSL」を供与する意義・



必要性、

- イ) 機構が TSL を供与することで民間資金をクラウドファンディングアウトするリスクの有無
- ウ) 日本が提供できる付加価値
- エ) TSL を中央銀行を介して供与する必要性と意義
- オ) TSL にかかる、日本企業がバングラデシュ進出や経済特区建設に参画する際の側面支援としての意義

2) エンドユーザー（進出済み・進出予定の日本企業や現地パートナー企業）の資金需要把握

進出済み・進出予定の日本企業及び現地パートナー企業へのヒアリングを通じて、現地通貨建て資金需要を確認する。ヒアリング結果を取りまとめ、TSL の資金需要額を概算として見積もる。

3) サブプロジェクト対象の選定

本事業に最適な「サブプロジェクト対象」案を提案する。サブプロジェクト対象は以下の3点について選定する。選定に際しては定量的・定性的にクライテリアを設定し比較分析を行う。特に複数の提案が拮抗する場合には、事業の持続性、経済性、環境社会配慮面、その他バングラデシュ社会経済へ与える影響の観点等、幅広い選定項目により比較検討を行い、最適案を抽出する。（当項目で選定するのは実施の枠組みのみであり、実際のエンドユーザーの選定ではない。）

ア) 対象エンドユーザー案

（例：バングラデシュ進出済み又は検討中の日本企業（経済特区建設への参画を望むデベロッパーや工場を進出させたい製造業企業、それらのパートナーとなるバングラデシュ企業等）

イ) 対象分野案

（例：進出済み企業の運転資金、経済特区建設の土木工事費用、既存 EPZ 内で水処理プラントの設置費用、現地パートナー企業の運転資金、現地パートナー企業の経済特区等の建設費用等）

ウ) 対象地域案

（例：日本企業が建設に参画する又は進出予定の経済特区がある〇〇県、日本企業が進出済みの EPZ がある〇〇県等）

なお、JICA 環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ A に分類される分野や地域は、サブプロジェクト対象案に含めないこととする。

4) 融資スキームの選定

上記3) で選定された最適「サブプロジェクト対象」の実施を担保する最適な融

資スキーム・実施体制を比較分析し、提案する。選定に際しては、以下の項目について検討するとともに、実施機関等の実施能力も考慮する。

ア) 最適な融資スキームの実施体制・機関の選定：

全体に係る業務指示に基づき収集した情報をもとに、選定された融資スキームの関係機関（中央銀行および/あるいは仲介金融機関（市中商業銀行））の概要・実施能力を検証し、本事業における実施体制の最適案を提案する。

a. 融資スキームに係る実施機関の一次選定：

- 本事業の融資スキームの実施機関になりうる機関を選定する。（中央銀行および/あるいはその他の仲介金融機関）その際には、軽微に各機関の経営財務状況、安定性、信用力等を鑑みて選定する。

b. 融資スキームに係る実施機関等の役割分担・関係図の提案

- 上記ア) の検証結果をもとに、本事業のサブプロジェクトに係る関係機関（中央銀行、仲介金融機関、借入企業等）の役割を明確化し、役割分担表・関係図（融資スキーム）を作成する。

c. 融資スキームに係る実施機関の妥当性の詳細検証：

選定された融資スキームに係る実施機関の妥当性を詳細に検証する。

- 中央銀行の設置法等で定められた業務範囲の確認、組織体制（人事・人材開発、組織内の調整・意思決定プロセスを含む）、財務状況、融資の承諾・貸し付け実行状況、返済状況、融資判断基準を再確認し、中長期計画等を元に、現在の融資対象一覧および今後の融資対象（予定）一覧を作成する。中央銀行における融資対象の選定基準・プロセス、審査基準・方法・プロセス・体制、融資回収状況等を踏まえて、中央銀行の実施能力を分析し、本事業の融資元請金融機関としての妥当性を検証する。
- 仲介金融機関（候補貸付先）：前述と同様の確認を行い、本事業の仲介金融機関としての妥当性を検証する。
- 上記の詳細検証の結果、本事業の融資スキーム実施機関を最終決定する。万が一、不相当であると判断された機関は対象から外し、再選定を行う。

d. 融資スキームに係る実施機関の組織体制の提案

上記ア) の検証結果をもとに、本事業を実施するために必要な組織体制案を提案する。検討に際しては、担当部署・人員数、人員要件および人材開発方針、組織内の調整・意思決定プロセスを含む。また、既存組織の制約等、実現可能性を配慮しながら、事業遂行のために必要な内容を提案する。さらに、適切に環境社会配慮に即したサブプロジェクト対象選定を担保するために、実施機関の環境社会配慮能力を確

認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を後述5)「技術支援スキームの選定」にて提案する。

- イ) 最適な融資条件の提案：財務省から中央銀行（\*必要性の確認）、中央銀行から仲介金融機関、および仲介金融機関からエンドユーザーへの融資条件（利率、返済期間、猶予期間、通貨、担保、信用リスク、資金負担割合等）を提案する。提案に際しては、他ドナーによる類似先行例およびバングラデシュ政府独自に実施する類似例を参照し、各先例の実施スキームの利点・課題・教訓などを抽出し比較分析する。また、関係機関間において必要な契約形態を抽出し、提案する。（例：転貸契約、参加契約、管理委託契約等）
- ウ) 最適な仲介金融機関の選定基準の提案：中央銀行が連携する仲介金融機関の選定基準を、他の先行類似例と比較検討し、提案する。この際には、具体的・定量的なクライテリア案も合わせて提案する。
- エ) 返済金原資の特別勘定の設定：エンドユーザーからの返済金については、同じ目的のために再貸付（二次貸付）することが求められているため、返済金は特別勘定（リボルビング・ファンド・アカウント）で管理する必要がある。他ドナー及び機構による類似先行事例における手法を参照し、本事業における右特別勘定の設定方法について提案し、設定手順を詳述する（別添参考資料を参照のこと）。

オ) 本コンポーネントの運用/維持管理体制・方法の提案

- a. 本事業においてサブプロジェクトをエンドユーザーに転貸してからの運用/維持管理体制・方法を提案する。
- b. 上記 a. で提案された運用/維持管理の各機関（政府機関、パートナー機関（仲介金融機関）等）が当サブプロジェクトの運営・維持管理に必要な能力を技術面・財務面で有しているかを確認し、適切な運営維持管理機関を選定し、それらが担うべき役割を提案する。
- c. 運用/維持管理体制における課題・リスク分析を行い、対応方針をまとめる。
- d. 運用/維持管理に必要な資金額を概算する。その際には算定根拠を明確にする。またその資金手当の方法について検討を行う。なお、資金手当の方法として、例えば、「バングラデシュ政府からの補助金」という提案に留まらず、実現可能性を含めて確実な案を想定する。

5) 技術支援スキームの選定

ア) 本コンポーネントで必要とされる技術支援内容の提案

本事業では、融資スキームとあわせて、仲介金融機関やエンドユーザーに対して技術能力の強化（技術支援）を図ることで事業効果の発現を目指している。よって、本事業の仲介金融機関やエンドユーザーによるサブプロジェクトが実施される対象分野（前述3）で選定）を確実に実施するための技術指導・支援内容を提案する。支援内容の検討に際しては、少なくとも以下について想定する。

- a. 対象者別（エンドユーザーか仲介金融機関か）、
- b. ステージ別（貸付の前、貸付中、返済時、等）、
- c. 目的別（対象業種の技術・能力向上、サブプロジェクト運営維持管理の能力向上等）。
- d. 資金元（本事業のコンサルティングサービスに含める、機構による別途支援（技術協力）として切り出す等）

上記については、当技術支援を行うタイミングや本邦技術の優位性等についても留意して判断する。（例：①エンドユーザー企業に対して貸付実施中に隔月で〇〇の技術指導を行うために技術普及員を派遣する技術支援スキームをコンサルティングサービスにて実施、②エンドユーザー企業に対して貸付実施中に工場の汚染防止策の策定を機構技術協力・機構専門家派遣について支援、③エンドユーザー企業に対して貸付実施中に日本企業誘致や経済特区参画への誘致についてコンサルティングサービスにてセミナーを実施等）。

なお、技術支援に係ると目される関係機関においては、本件について緊密に協議を行い、一方的な提案にならないように留意し、その提案の実施可能性についても十分に配慮する。

イ) 最適な技術支援スキームの実施体制・機関の選定：

- a. 技術支援スキームに係る実施機関の妥当性の検証、選定  
外国直接投資誘致や経済特区に関わる機関（BOI や BEZA、工業省等）において、本事業を実施するために必要な組織体制の最適案を提案する。この際には、技術支援スキームに係る実施機関としての妥当性を検証する。最適案の中には、担当部署・人員数、人員要件および人材開発方針、組織内の調整・意思決定プロセスを含むこと。
- b. 技術支援スキームに係る実施機関の役割分担・関係図の提案  
上記ア)の結果、選定された各機関の役割を明確化し、役割分担表・関係図（技術支援スキーム）を作成する。

ウ) 融資スキームと技術支援スキームとの連携方法の提案：

- a. 上記イ)の結果をもとに、融資スキームと技術支援スキームの各体制図をあわせた事業全体関係図を作成する。当関係図においては、両スキームの連携方法（契約形態等）についても簡単に示唆する。
- b. 中央銀行、仲介金融機関等と上記5)の技術協力機関との間で必要な連携方法（ビジネス契約、MOU、手数料の有無等）の具体案を提案する。提案に際しては、他ドナー・バングラデシュによる類似先行事例の技術支援方法を参照し、比較分析を行い、その結果を反映させること。

6) 選定されたサブプロジェクト対象の事業計画の策定

ア) サブプロジェクト対象の実施規模の提案

上記3)で選定されたサブプロジェクト対象に合致するエンドユーザーの規模を概算する。概算に際しては、現地における実ニーズの確認、仲介金融機関の実施可能性を考慮する。

イ) サブプロジェクト対象全体の事業費概算

上記3)で選定されたサブプロジェクト対象の全体に対する支援の事業費を概算する。概算に際しては、1サブプロジェクトあたりに必要な標準資金額を暫定的に積み上げて積算する。また、当事業費には、中央銀行および仲介金融機関、技術支援機関への支払い費用、その他必要な運営コストや、サブ

プロジェクトを運営するために他に必要とされる金融費用・手数料等も必要に応じて含める。また、総事業費のうち、円借款における融資適格（エリジブル）と融資非適格（ノンエリジブル）費用を区別する。同様に、外貨・内貨を区別する。なお、事業費積算に際しては、別途機構が指示することがある。

#### ウ) TSL コンポーネントの事業スケジュールの立案

- a. スケジュールの立案：スケジュールの検討に際しては、本事業の4)における融資スキームを用いて、3)で選定された全サブプロジェクト対象をカバーできる現実的な事業期間を設定すると同時に、一定の事業効果を発現するサブプロジェクトのサイクルや事業完了の定義（\*機構規定に従う）などを勘案し作成する。全体スケジュールの記載方法については別途機構が指示することがある。
- b. 詳細スケジュール・アクションプランの策定：上記 a.のスケジュールを詳細化し、事業完了までに遅滞なく進めるためのアクションプランを策定する。具体的には、事業を実施するために必要な各実施ステップを一覧化し、ターゲット年月日（いつ）、実施機関（誰が）、実施作業（何を）、実施方法（どうやって行うか）を明確にし、詳述すること。また、各アクションの達成を確認するための手段（例：〇〇レターを機構へ提出する等）も、各アクションについて提案する。

#### エ) 年別資金計画の立案

本コンポーネント事業費および融資対象額の内訳（外貨・内貨別）に基づき、本事業実施期間の各暦年別の資金需要計画を作成する。具体的な各年配分方法、資金需要計画の様式については、別途機構が指示することがある。

#### オ) コンサルティングサービス内容の提案

- a. 本コンポーネントにおけるコンサルティングサービスの TOR 案・MM 案・コンサルタント要件（資格・分野等）を提案する。なお、前述5)で設定した技術支援スキーム・内容のうち、同コンサルティングサービス内で実施すべき点は同 TOR 案に反映させる。TOR 案作成に際しては、機構の指定フォーマットを活用するよう指示することがある。
- b. 上記 a.のコンサルティングサービスを調達プロセスに不慣れな実施機関が遅滞なく実施するために、コンサルタントの関心表明（EOI）やショートリスト作成方法を明確化すると共に、コンサル

タント選定プロセス（EOI、ショートリスト、Request for Proposal（RFP）、プロポーザル評価、契約）を適切に実施するためのアクションプラン（いつ・誰が・何を・どうやって）を策定する。

**カ） 本コンポーネント全体のパッケージおよび総事業費の提案**

- a. 本事業を実施するために必要な事業をパッケージごとに区分してまとめる。（例：①サブプロジェクト事業、②コンサルティングサービス等）
- b. 前述 イ）のサブプロジェクト全体事業費概算に加え、上記オ）のコンサルティングサービスについても同様の方法で事業費を概算する。

**キ） 事業効果の設定**

本コンポーネントの事業効果を適切にモニタリングするために、必要な運用効果指標、ベースラインおよび目標数値を設定する。

- a. 本事業の受益者を特定する。（規模・地域）
- b. 本事業の運用効果指標を設定する。（運用指標、効果指標、EIRR 及び FIRR）
- c. 上記 b. の 2013 年時点ベースラインを設定し、事業完成後 2 年目における目標数値を設定する。
- d. 上記指標につき、実施機関が定期的にデータ採取する方法を提案する。

なお、本コンポーネントの上記指標においてベースライン値・目標値を設定出来ない場合は、事業開始後にサンプルベースでベースライン調査を行って基準値・目標値を設定する、等の代替案を提案すること。また、上記作業を本事業のコンサルティングサービスに含める場合は、その旨、TOR に明確に記載すること。

また、指標の選定に際しては、本事業による「融資残高」「本コンポーネント融資により支援された経済特区・EPZ・工業団地数」等の直接的便益に限定せず、日本企業の進出増加などの間接的な便益も考慮し、日本企業の進出に対する側面支援という観点を必ず盛り込むこと。

**ク） TPP/DPP 案の策定**

- a. 本事業において TPP/DPP（バングラデシュ国内における事業許可のための事業計画）の提出の必要性について財務省および中央銀行に対して確認を行う。その際には、他の類似先行事例（各種 TSL

事業等)におけるスキームを参照にし、必要に応じて TPP/DPP 不要を提案・説得する等の作業も行う。

- b. TPP/DPP が必要な場合、中央銀行に対して本事業の TPP/DPP (案)の策定支援を行う。内容については、本事業の原案がそのまま適切に反映されるよう留意する。(事業費やコンサルティングサービス MM 等が不適切に削減されないように配慮)

## 7) 環境社会配慮の確認

(本事業のカテゴリが C と確定できず、FI とされ、TSL 対象サブプロジェクトにカテゴリ A が含まれないことが明白の場合)

JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から見たサブプロジェクト選定基準や選定手続きを作成し、実施機関の環境社会配慮能力を確認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を提案する。

### ア) サブプロジェクト実施機関の環境社会配慮の実施能力の確認

- a. サブプロジェクト実施機関(仲介金融機関等)の環境社会管理システム(ESMS)全般について確認する。「金融仲介者などの ESMS チェックリスト」(添付資料)に基づき確認を行う。

- 環境社会配慮方針
- スクリーニング・カテゴリ分類・レビュー手続
- 環境社会配慮面での組織構造と人員
- モニタリングと報告手続
- 環境社会管理の実績

また、上記結果を踏まえて、当実施機関の能力強化策の必要性を検証し、必要な場合はその改善策を検討する。

- b. サブプロジェクト実施機関(仲介金融機関等)が中央銀行ならびに機構に対し ESMS モニタリング結果を報告するための方法・マニュアルを作成する。(ESMS の実施状況について、本事業のプログレスレポート等の一環として、少なくとも年次報告を行うことを義務付けるもの)

### イ) サブプロジェクトにおける環境社会配慮に係る基礎情報の確認

以下の環境社会配慮に係る主な項目について確認する。

- a. ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民の生活区域、及び社会経済状況など)の確認
- b. 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
  - 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等



- JICA 環境社会配慮ガイドラインとの整合性
- 関係機関の役割
- c. 環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準・手続きの確認（サブプロジェクトにカテゴリ A が選定される可能性があるか否かの確認）
- d. 実施機関の環境社会配慮能力に係る調査実施、強化策の提案及びモニタリング計画の提案）

なお、当項目 7) は、前述 3) においてサブプロジェクト対象が確定した時点で、本事業の環境カテゴリ（カテゴリ C あるいは FI（カテゴリ A を含む・含まない））を決定するとともに上記作業の実施について改めて検討する必要があるため、本コンサルタントは上記 3) が確定した時点で機構に報告、本件についての協議を行うこと。

(6) エクイティバックファイナンスコンポーネントにかかる調査・確認事項

1) 本コンポーネント実施の意義と必要性

以下の側面から本事業の実施意義と必要性を確認し、詳述する。

- ア) 機構が日本の公的資金（円借款）を活用して「エクイティバックファイナンス」を融資する意義・必要性、
- イ) 日本が提供できる付加価値、
- ウ) エクイティバックファイナンスを関係政府機関を介して供与する必要性と意義
- エ) エクイティバックファイナンスを出資元であるバングラデシュ政府機関に融資することによって、日本企業がバングラデシュ進出や経済特区建設に参画する際の側面支援となる意義

2) エクイティバックファイナンスの資金需要把握

関係政府機関へのヒアリングを通じて、政府機関の出資分にあたる現地通貨建て資金需要を確認する。ヒアリング結果を取りまとめ、エクイティバックファイナンスの資金需要額を概算として見積もる。

3) エクイティバックファイナンス対象の選定

本事業に最適な「エクイティバックファイナンス対象」となる経済特区等を確定し、確定した経済特区等を対象とするサブプロジェクトとして以下の 3 点について選定する。選定に際しては定量的・定性的にクライテリアを設定し比較分析を行う。特に複数の提案が拮抗する場合には、事業の持続性、経済性、環境社会配慮面、その他バングラデシュ社会経済へ与える影響の観点等、幅広い選定項目により比較検討を行い、最適案を抽出する。（当項目で選定するの

は実施の枠組みのみであり、実際の政府機関の選定ではない。）

ア) 対象融資先案

(例: EPZ 庁 (BEPZA)・BEZA・PPP Office・インフラ開発公社 (Infrastructure Development Company Ltd.: IDOCOL)、インフラファンド公社 (Bangladesh Infrastructure Finance Fund Ltd.: BIFL) 等)

イ) 対象分野案

(例: 経済特区・民間 EPZ・工業団地建設にかかる特別目的会社 (SPC) 設置にかかる政府機関の出資、進出済み・予定の日本企業の活動に対するサービスを提供する SPC (関連インフラ整備、産業人材育成等) への出資等)

ウ) 対象地域案

(例: 上記経済特区等が存在する〇〇県、SPC が活動する△県等)

なお、JICA 環境社会配慮ガイドラインでカテゴリ A に分類される分野や地域は、エクイティバックファイナンス対象案に含めないこととする。

4) 融資スキームの選定

上記3) で選定された最適「エクイティバックファイナンス対象」の実施を担保する最適な融資スキーム・実施体制を比較分析し、提案する。選定に際しては、以下の項目について検討するとともに、実施機関等の実施能力も考慮する。

ア) 最適な融資スキームの実施体制・機関の選定:

全体に係る業務指示に基づき収集した情報をもとに、想定された融資スキームの関係機関 (財務省及び政府機関) の概要・実施能力を検証し、本事業における実施体制の最適案を提案する。

a. 融資スキームに係る実施機関の一次選定:

- 本事業の融資スキームの実施機関になりうる機関を選定する (財務省及び政府機関)。その際には、軽微に各機関の予算・財務状況、安定性、信用力、既存の法・制度との整合性等に鑑みて選定する。

b. 融資スキームに係る実施機関等の役割分担・関係図の提案

上記ア) の検証結果をもとに、本事業のエクイティバックファイナンスに係る関係機関 (財務省、政府機関、SPC 等) の役割を明確化し、役割分担表・関係図 (融資スキーム) を作成する。

c. 融資スキームに係る実施機関の妥当性の詳細検証:

上記 a. で選定された融資スキームに係る実施機関の妥当性を詳細に検証する。

- PPP Law 2013, draft 等で定められた業務範囲の確認、組織体制 (人事・人材開発、組織内の調整・意思決定プロセスを含む)

む)、予算・財政状況、政府出資の承諾・貸し付け実行状況、返済状況、出資判断基準を再確認し、中長期計画等を元に、現在の政府出資対象一覧および今後の政府出資対象（予定）一覧を作成する。政府機関による出資対象の選定基準・プロセス、審査基準・方法・プロセス・体制等を踏まえて、政府機関の実施能力を分析し、本事業の出資元請金融機関としての妥当性を検証する。

- 上記の詳細検証の結果、本事業の融資スキーム実施機関を最終決定する。万が一、不相当であると判断された機関は対象から外し、再選定を行う。

d. 融資スキームに係る実施機関の組織体制の提案

上記 a. の検証結果をもとに、本事業を実施するために必要な組織体制案を提案する。検討に際しては、担当部署・人員数、人員要件および人材開発方針、組織内の調整・意思決定プロセスを含む。また、既存組織の制約等、実現可能性を配慮しながら、事業遂行のために必要な内容を提案する。さらに、適切に環境社会配慮に即したエクイティバックファイナンス対象を担保するために、実施機関の環境社会配慮能力を確認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を後述 5)「技術支援スキームの選定」にて提案する。

イ) 最適な出資条件の提案：財務省から政府機関、および政府機関の出資条件（利率、通貨、担保、信用リスク、資金負担割合等）を提案する。提案に際しては、他ドナーによる類似先行例およびバングラデシュ政府独自に実施する類似例を参照し、各先例の実施スキームの利点・課題・教訓などを抽出し比較分析する。また、関係機関間において必要な契約形態を抽出し、提案する。（例：転貸契約、参加契約、管理委託契約等）

ウ) 最適な政府機関の選定基準の提案：政府機関の選定基準を、他の先行類似例と比較検討し、提案する。この際には、具体的・定量的なクライテリア案も合わせて提案する。

エ) 本コンポーネントの運用/維持管理体制・方法の提案

- a. 本事業においてエクイティバックファイナンスを財務省から政府機関に転貸してからの運用/維持管理体制・方法を提案する。
- b. 上記 a.で提案された運用/維持管理の政府機関が当エクイティバックファイナンスの運営・維持管理に必要な能力を技術面・財務面で有しているかを確認し、適切な運営維持管理機関を選定し、それらが担うべき役割を提案する。
- c. 運用/維持管理体制における課題・リスク分析を行い、対応方針をまとめる。
- d. 運用/維持管理に必要な資金額を概算する。その際には算定根拠を明確にする。またその資金手当の方法について検討を行う。なお、資金手当の方法として、例えば、「バングラデシュ政府からの補助金」という提案に留まらず、実現可能性を含めて確実な案を想定する。

5) 技術支援スキームの選定

ア) 本コンポーネントで必要とされる技術支援内容の提案

本事業では、融資スキームとあわせて、政府機関や連携先の民間企業に対して技術能力の強化（技術支援）を図ることで事業効果の発現を目指している。よって、本コンポーネントの政府機関により出資される対象分野（前述3）で選定）を確実に実施するための技術指導・支援内容を提案する。支援内容の検討に際しては、少なくとも以下について想定する。

- a. 対象者別（政府機関か連携先民間企業か）、
- b. ステージ別（出資の前、出資中等）、
- c. 目的別（対象業種の技術・能力向上、エクイティバックファイナンス運営維持管理の能力向上等）。
- d. 資金元（本事業のコンサルティングサービスに含める、機構による別途支援（技術協力）として切り出す等）

上記については、当技術支援を行うタイミングや本邦技術の優位性等についても留意して判断する。（例：①政府機関による出資期間中に隔月で〇〇の技術指導を行うために技術普及員を派遣する技術支援スキームをコンサルティングサービスにて実施、②政府機関に対してエクイティバックファイナンスや官民連携にかかる制度改善（案）の策定を機構技術協力・機構専門家派遣について支援等）。

なお、技術支援に係ると目される関係機関においては、本件について緊密に協議を行い、一方的な提案にならないように留意し、その提案の実施可能性

についても十分に配慮する。

イ) 最適な技術支援スキームの実施体制・機関の選定：

- a. 技術支援スキームに係る実施機関の妥当性の検証、選定  
エクイティバックファイナンス・官民連携に関わる機関(BOIやPPP Office、IDOCOL等の政府系金融機関等)において、本技術支援スキームを実施するために必要な組織体制の最適案を提案する。この際には、技術支援スキームに係る実施機関としての妥当性を検証する。最適案の中には、担当部署・人員数、人員要件および人材開発方針、組織内の調整・意思決定プロセスを含むこと。
- b. 技術支援スキームに係る実施機関の役割分担・関係図の提案  
上記 a.の結果、選定された各機関の役割を明確化し、役割分担表・関係図(技術支援スキーム)を作成する。

ウ) 融資スキームと技術支援スキームとの連携方法の提案：

- a. 上記の結果をもとに、融資スキームと技術支援スキームの各体制図をあわせた事業全体関係図を作成する。当関係図においては、両スキームの連携方法(契約形態等)についても簡単に示唆する。
- b. 政府機関と上記イ)の技術協力機関との間で必要な連携方法(MOU、手数料の有無等)の具体案を提案する。提案に際しては、他ドナー・バングラデシュによる類似先行事例の技術支援方法を参照し、比較分析を行い、その結果を反映させること。

6) 選定されたエクイティバックファイナンス対象の事業計画の策定

ア) エクイティバックファイナンス対象の実施規模の提案

3)で選定されたエクイティバックファイナンス対象に合致する政府出資案件の規模を概算する。概算に際しては、現地における実ニーズの確認、政府機関の実施可能性や政府出資案件の実現可能性を考慮する。

イ) エクイティバックファイナンス対象全体の事業費概算

上記3)で選定されたエクイティバックファイナンス対象全体に対する支援事業費を概算する。概算に際しては、エクイティバックファイナンスの対象となる経済特区等1件あたりに必要な資金額を暫定的に積み上げて積算する。また、当事業費には、政府機関、技術支援機関への支払い費用、その他必要な運営コストや、エクイティバックファイナンスを実施するために他に必要とされる金融費用・手数料等も必要に応じて含める。また、総事業費のうち、円借款における融資適格(エリジブル)と融資非適格(ノンエリジブル)費用を区別する。同様に、外貨・内貨を区別する。なお、事業費積算に際して

は、別途機構が指示することがある。

ウ) エクイティバックファイナンスコンポーネントの事業スケジュールの立案

- a. スケジュールの立案：スケジュールの検討に際しては、4)における融資スキームを用いて、3)で想定された全エクイティバックファイナンス対象案件をカバーできる現実的な事業期間を設定すると同時に、一定の事業効果を発現する融資方法や事業完了の定義（\*機構規定に従う）などを勘案し作成する。全体スケジュールの記載方法については別途機構が指示することがある。
- b. 詳細スケジュール・アクションプランの策定：上記 a.のスケジュールを詳細化し、事業完了までに遅滞なく進めるためのアクションプランを策定する。具体的には、事業を実施するために必要な各実施ステップを一覧化し、ターゲット年月日（いつ）、実施機関（誰が）、実施作業（何を）、実施方法（どうやって）行うか、を明確にし、詳述すること。また、各アクションの達成を確認するための手段（例：〇〇レターを機構へ提出する等）も、各アクションについて提案する。

エ) 年別資金計画の立案

本コンポーネント事業費および融資対象額の内訳（外貨・内貨別）に基づき、本事業実施期間の各暦年別の資金需要計画を作成する。具体的な各年配分方法、資金需要計画の様式については、別途機構が指示することがある。

オ) コンサルティングサービス内容の提案

- a. 本コンポーネントにおけるコンサルティングサービスの TOR 案・MM 案・コンサルタント要件（資格・分野等）を提案する。なお、前述 5) で設定した技術支援スキーム・内容のうち、同コンサルティングサービス内で実施すべき点は同 TOR 案に反映させる。TOR 案作成に際しては、機構の指定フォーマットを活用するよう指示することがある。
- b. 前述 a.のコンサルティングサービスを調達プロセスに不慣れな実施機関が遅滞なく実施するために、コンサルタントの関心表明（EOI）やショートリスト作成方法を明確化すると共に、コンサルタント選定プロセス（EOI、ショートリスト、Request for Proposal（RFP）、プロポーザル評価、契約）を適切に実施するためのアクションプラン（いつ・誰が・何を・どうやって）を策定する。

カ) 本コンポーネント全体のパッケージおよび総事業費の提案

- a. 本事業を実施するために必要な事業をパッケージごとに区分してまとめる。(例: ①エクイティバックファイナンス事業、②コンサルティングサービス等)
- b. 前述イ)のエクイティバックファイナンス全体事業費概算に加え、上記 a.で設定した他のコンポーネントについても同様の方法で事業費を概算する。

キ) 事業効果の設定

本コンポーネントの事業効果を適切にモニタリングするために、必要な運用効果指標、ベースラインおよび目標数値を設定する。

- a. 本事業の受益者を特定する。(規模・地域)
- b. 本事業の運用効果指標を設定する。(運用指標、効果指標、EIRR 及び FIRR)
- c. 上記 b.の 2013 年時点ベースラインを設定し、事業完成後 2 年目における目標数値を設定する。
- d. 上記指標につき、実施機関が定期的にデータ採取する方法を提案する。

なお、本コンポーネントの上記指標においてベースライン値・目標値を設定出来ない場合は、事業開始後にサンプルベースでベースライン調査を行って基準値・目標値を設定する、等の代替案を提案すること。また、上記作業を本事業のコンサルティングサービスに含める場合は、その旨、TOR に明確に記載すること。

また、指標の選定に際しては、本事業による「融資残高」「本コンポーネント融資により支援された経済特区・EPZ・工業団地数」等の直接的便益に限定せず、日本企業の進出増加などの間接的な便益も考慮し、日本企業の進出に対する側面支援という観点を必ず盛り込むこと。

ク) TPP/DPP 案の策定

- a. 本事業において TPP/DPP (バングラデシュ国内における事業許可のための事業計画) の提出の必要性について財務省および政府機関に対して確認を行う。その際には、他の類似先行事例 (各種政府出資事業等) におけるスキームを参照にし、必要に応じて TPP/DPP 不要を提案・説得する等の作業も行う。
- b. TPP/DPP が必要の場合、実施機関の首相府や担当機関の BEZA 等に対して本事業の TPP/DPP (案) の策定支援を行う。内容について

ては、本事業の原案がそのまま適切に反映されるよう留意する。  
(事業費やコンサルティングサービス MM 等が不適切に削減されないように配慮)

#### 7) 環境社会配慮の確認

(本事業のカテゴリが C と確定できず、B とされ、エクイティバックファイナンス対象案件にカテゴリ A が含まれないことが明白の場合)

JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。

#### ア) エクイティバックファイナンス実施機関の環境社会配慮の実施能力の確認

a. エクイティバックファイナンス対象機関（政府機関等）の環境社会管理システム（ESMS）全般について確認する。「金融仲介者などの ESMS チェックリスト」（添付資料）に基づき確認を行う。

- 環境社会配慮方針
- スクリーニング・カテゴリ分類・レビュー手続
- 環境社会配慮面での組織構造と人員
- モニタリングと報告手続
- 環境社会管理の実績

また、上記結果を踏まえて、当対象機関の能力強化策の必要性を検証し、必要な場合はその改善策を検討する。

b. エクイティバックファイナンス対象機関（政府機関等）が実施機関首相府や担当機関 BEZA 等ならびに機構に対し ESMS モニタリング結果を報告するための方法・マニュアルを作成する。(ESMS の実施状況について、本事業のプログレスレポート等の一環として、少なくとも年次報告を行うことを義務付けるもの)

#### イ) エクイティバックファイナンス対象案件における環境社会配慮に係る基礎情報の確認

以下の環境社会配慮に係る主な項目について確認する。

- a. ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民の生活区域、及び社会経済状況など）の確認
- b. 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
  - 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開



等)に関連する法令や基準等

- JICA 環境社会配慮ガイドラインとの整合性
- 関係機関の役割
- c. スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- d. 影響の予測
- e. 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- f. 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- g. 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成
- h. 予算、財源、実施体制の明確化
- i. ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

ウ) エクイティバックファイナンス対象案件における簡易住民移転計画の作成支援

JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下 a.~l.のとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も機構へ提出する。

- a. 用地取得・住民移転の必要性
- b. 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- c. 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- d. 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- e. 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- f. 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- g. 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- h. 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
- i. 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- j. 費用と財源
- k. 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- l. 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

なお、当項目 7) は、前述 3) においてエクイティバックファイナンス対象が確定した時点で、本コンポーネントの環境カテゴリ（カテゴリ C あるいは B）を決定するとともに上記作業の実施について改めて検討する必要があるため、本コンサルタントは上記 3) が確定した時点で機構に報告、本件についての協議を行うこと。

#### (7) 経済特区等の内外インフラ整備にかかる調査・確認事項

##### 1) 本コンポーネント実施の意義と必要性

以下の側面から本事業の実施意義と必要性を確認し、詳述する。

- ア) 機構が日本の公的資金（円借款）を活用して「プロジェクト型セクターローン」を融資する意義・必要性、
- イ) 日本が提供できる付加価値、
- ウ) プロジェクト型セクターローン融資によって、経済特区等の内外インフラ整備が進み、日本企業のバングラデシュ進出や経済特区建設に参画する際の側面支援となる意義

##### 2) 政府開発予算としてのプロジェクト型セクターローンの規模把握

関係政府機関へのヒアリングを通じて、経済特区等の内外インフラ整備等向けに財務省から各政府機関に配分・転貸される政府開発予算について、現地通貨

建て資金需要を確認する。ヒアリング結果を取りまとめ、政府開発予算の資金需要額を概算として見積もる。

### 3) サブプロジェクト案の選定

本事業に最適な「プロジェクト型セクターローン対象」となる経済特区等を提案し、サブプロジェクトは以下の3点について選定する。選定に際しては定量的・定性的にクライテリアを設定し比較分析を行う。特に複数の提案が拮抗する場合には、事業の持続性、経済性、環境社会配慮面、その他バングラデシュ社会経済へ与える影響の観点等、幅広い選定項目により比較検討を行い、最適案を抽出する。(当項目で選定するのは実施の枠組みのみであり、実際の政府機関の選定ではない。)

#### ア) 対象政府機関案

(例：運輸省道路局・橋梁局、配電公社、地方自治体等)

#### イ) 対象分野案

(例：経済特区・既存EPZ・新規民間EPZ・工業団地の周辺インフラ整備等)

#### ウ) 対象地域案

(例：上記経済特区等が存在する〇〇県等)

なお、JICA環境社会配慮ガイドラインでカテゴリAに分類される分野や地域は、サブプロジェクト案に含めないこととする。

### 4) 政府開発予算フロー・実施体制の選定

上記3)で選定された最適「プロジェクト型セクターローン対象」サブプロジェクトの実施を担保する最適な政府開発予算のフロー・実施体制を比較分析し、提案する。選定に際しては、以下の項目について検討するとともに、実施機関等の実施能力も考慮する。

ア) **最適なプロジェクト型セクターローンにかかる実施体制・機関の選定：**  
全体に係る業務指示に基づき収集した情報をもとに、想定されたプロジェクト型セクターローンのフロー・実施体制に従ってサブプロジェクトを実施する政府機関（財務省及び道路局等の政府機関）の概要・実施能力を検証し、本事業における実施体制の最適案を提案する。

#### a. プロジェクト型セクターローンに係る担当機関の一次選定：

- 本コンポーネントの担当機関になりうる政府機関を選定する。  
(道路局等の政府機関) その際には、軽微に各政府機関の予算・財務状況、人員体制等を鑑みて選定する。

b. プロジェクト型セクターローンに関わる担当機関等の役割分担・関係図の提案

上記 a. の検証結果をもとに、本事業のプロジェクト型セクターローンに係る関係機関（財務省、政府機関）の役割を明確化し、役割分担表・関係図（転貸スキーム）を作成する。

c. プロジェクト型セクターローンに係る実施機関の妥当性の詳細検証：

上記 a. で選定されたプロジェクト型セクターローンに係る実施機関の妥当性を詳細に検証する。

- 業務範囲の確認、組織体制（人事・人材開発、組織内の調整・意思決定プロセスを含む）、予算・財政状況、予算執行状況等を再確認し、中長期計画等を元に、現在のサブプロジェクト対象一覧および今後のサブプロジェクト対象（予定）一覧を作成する。政府機関によるサブプロジェクト対象の選定基準・プロセス、審査基準・方法・プロセス・体制等を踏まえて、政府機関の実施能力を分析し、本事業の実施機関としての妥当性を検証する。
- 上記の詳細検証の結果、本事業のプロジェクト型セクターローンに関わる機関を最終決定する。万が一、不相当であると判断された機関は対象から外し、再選定を行う。

d. プロジェクト型セクターローンに関わる機関の組織体制の提案

上記 a. の検証結果をもとに、上記 b. の各機関において、本コンポーネントを実施するために必要な組織体制案を提案する。検討に際しては、担当部署・人員数、人員要件および人材開発方針、組織内の調整・意思決定プロセスを含む。また、既存組織の制約等、実現可能性を配慮しながら、事業遂行のために必要な内容を提案する。さらに、適切に環境社会配慮に即したサブプロジェクト選定を担保するために、実施機関の環境社会配慮能力を確認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を後述 5) 「技術支援スキームの選定」にて提案する。

イ) 最適な融資条件の提案：財務省から政府機関への政府開発予算の配分条件、および政府機関への転貸条件を提案する。提案に際しては、他ドナーによる類似先行例およびバングラデシュ政府独自に実施する類似例を参照し、各先例の実施スキームの利点・課題・教訓などを抽出し比較分析する。また、関係機関間において必要な契約形態を抽出し、提案する。（例：転貸契約、参加契約、管理委託契約等）

ウ) 最適な政府機関の選定基準の提案：政府機関の選定基準を、他の先行類

似例と比較検討し、提案する。この際には、具体的・定量的なクライテリア案も合わせて提案する。

エ) 本コンポーネントの運用/維持管理体制・方法の提案

- a. 本事業においてプロジェクト型セクターローンを財務省から政府機関に配分・転貸してからの運用/維持管理体制・方法を提案する。
- b. 上記 a.で提案された運用/維持管理の政府機関が当プロジェクト型セクターローンの運営・維持管理に必要な能力を技術面・財務面で有しているかを確認し、適切な運営維持管理機関を選定し、それらが担うべき役割を提案する。
- c. 運用/維持管理体制における課題・リスク分析を行い、対応方針をまとめる。
- d. 運用/維持管理に必要な資金額を概算する。その際には算定根拠を明確にする。またその資金手当の方法について検討を行う。なお、資金手当の方法として、例えば、「バングラデシュ政府からの補助金」という提案に留まらず、実現可能性を含めて確実な案を想定する。

5) 技術支援スキームの選定

ア) 本コンポーネントで必要とされる技術支援内容の提案

本コンポーネントでは、政府開発予算の配分・転貸とあわせて、政府機関に対して技術能力の強化（技術支援）を図ることで事業効果の発現を目指している。よって、本コンポーネントの政府機関により出資される対象分野（前述3）で選定）を確実に実施するための技術指導・支援内容を提案する。支援内容の検討に際しては、少なくとも以下について想定する。

- a. 対象者別（政府省庁・局か政府系企業か）、
- b. ステージ別（配分・転貸の前、配分・転貸中等）、
- c. 目的別（対象業種の技術・能力向上、プロジェクト型セクターローン運営維持管理の能力向上等）。
- d. 資金元（本事業のコンサルティングサービスに含める、機構による別途支援（技術協力）として切り出す等）

上記については、当技術支援を行うタイミングや本邦技術の優位性等についても留意して判断する。（例：政府機関によるサブプロジェクト実施中に隔月で〇〇の技術指導を行うために技術普及員を派遣する技術支援をコンサルティングサービスにて実施等）。

なお、技術支援に係ると目される関係機関においては、本件について緊密に協議を行い、一方的な提案にならないように留意し、その提案の実施可能性

についても十分に配慮する。

イ) 最適な技術支援スキームの実施体制・機関の選定：

a. 技術支援スキームに係る実施機関の妥当性の検証、選定

プロジェクト型セクターローンに関わる機関（政府機関）において、本技術支援スキームを実施するために必要な組織体制の最適案を提案する。この際には、技術支援スキームに係る実施機関としての妥当性を検証する。最適案の中には、担当部署・人員数、人員要件および人材開発方針、組織内の調整・意思決定プロセスを含むこと。

b. 技術支援スキームに係る機関の役割分担・関係図の提案

上記ア)の結果、選定された各機関の役割を明確化し、役割分担表・関係図（技術支援スキーム）を作成する。

ウ) プロジェクト型セクターローンのフロー・実施体制と技術支援スキームとの連携方法の提案：

a. 上記ア)とイ)の結果をもとに、プロジェクト型セクターローンのフロー・実施体制と技術支援スキームの各体制図をあわせた事業全体関係図を作成する。当関係図においては、両スキームの連携方法（合意や契約形態等）についても簡単に示唆する。

b. 政府機関と上記イ)の技術協力機関との間で必要な連携方法（MOU、手数料の有無等）の具体案を提案する。提案に際しては、他ドナー・バングラデシュによる類似先行事例の技術支援方法を参照し、比較分析を行い、その結果を反映させること。

6) 選定されたサブプロジェクト実施の事業計画の策定

ア) サブプロジェクトの確定

3)で選定されたサブプロジェクトに合致する経済特区等を確定する。確定に際しては、現地におけるニーズの確認、政府機関の実施可能性や政府予算配分・転貸による建設支援の実現可能性を考慮する。（例：●●県にある△△SEZ等）

イ) プロジェクト型セクターローン対象全体の事業費概算

上記ア)で確定されたサブプロジェクト実施全体に対する支援事業費を概算する。概算に際しては、プロジェクト型セクターローンが想定されるサブプロジェクト毎に必要な資金額を暫定的に積み上げて積算する。また、当事業費には、政府機関、技術支援機関への支払い費用、その他必要な運営コストや、サブプロジェクトを実施するために他に必要とされる金融費用・手数料等も必要に応じて含める。また、総事業費のうち、円借款における融資適格（エリジブル）と融資非適格（ノンエリジブル）費用を区別

する。同様に、外貨・内貨を区別する。なお、事業費積算に際しては、別途機構が指示することがある。

ウ) プロジェクト型セクターローンコンポーネントの事業スケジュールの立案

- a. スケジュールの立案：スケジュールの検討に際しては、4)におけるプロジェクト型セクターローンのフロー・実施体制を用いて、ア)で想定された全プロジェクト型セクターローン対象サブプロジェクトをカバーできる現実的な事業期間を設定すると同時に、一定の事業効果を発現するプロジェクト型セクターローンのサイクルや事業完了の定義（\*機構規定に従う）などを勘案し作成する。全体スケジュールの記載方法については別途機構が指示することがある。
- b. 詳細スケジュール・アクションプランの策定：上記 a.のスケジュールを詳細化し、事業完了までに遅滞なく進めるためのアクションプランを策定する。具体的には、事業を実施するために必要な各実施ステップを一覧化し、ターゲット年月日（いつ）、実施機関（誰が）、実施作業（何を）、実施方法（どうやって行うか）、を明確にし、詳述すること。また、各アクションの達成を確認するための手段（例：〇〇レターを機構へ提出する等）も、各アクションについて提案する。

エ) 年別資金計画の立案

本コンポーネント事業費および融資対象額の内訳（外貨・内貨別）に基づき、本事業実施期間の各暦年別の資金需要計画を作成する。具体的な各年配分方法、資金需要計画の様式については、別途機構が指示することがある。

オ) コンサルティングサービス内容の提案

- a. 本コンポーネントにおけるコンサルティングサービスの TOR 案・MM 案・コンサルタント要件（資格・分野等）を提案する。なお、前述 5) で設定した技術支援スキーム・内容のうち、同コンサルティングサービス内で実施すべき点は同 TOR 案に反映させる。TOR 案作成に際しては、機構の指定フォーマットを活用するよう指示することがある。
- b. 前述 a.のコンサルティングサービスを調達プロセスに不慣れな実施機関が遅滞なく実施するために、コンサルタントの関心表明（EOI）やショートリスト作成方法を明確化すると共に、コンサルタント選定プロセス（EOI、ショートリスト、Request for Proposal

(RFP)、プロポーザル評価、契約)を適切に実施するためのアクションプラン(いつ・誰が・何を・どうやって)を策定する。

カ) 本コンポーネント全体のパッケージおよび総事業費の提案

- a. 本事業を実施するために必要な事業をパッケージごとに区分してまとめる。(例:①プロジェクト型セクターローン事業、②コンサルティングサービス等)
- b. 前述イ)のプロジェクト型セクターローン全体事業費概算に加え、上記 a.で設定した他のコンポーネントについても同様の方法で事業費を概算する。

キ) 事業効果の設定

本コンポーネントの事業効果を適切にモニタリングするために、必要な運用効果指標、ベースラインおよび目標数値を設定する。

- a. 本事業の受益者を特定する。(規模・地域)
- b. 本事業の運用効果指標を設定する。(運用指標、効果指標、EIRR 及び FIRR)
- c. 上記 b.の 2013 年時点ベースラインを設定し、事業完成後 2 年目における目標数値を設定する。
- d. 上記指標につき、実施機関が定期的にデータ採取する方法を提案する。

なお、本コンポーネントの上記指標においてベースライン値・目標値を設定出来ない場合は、事業開始後にサンプルベースでベースライン調査を行って基準値・目標値を設定する、等の代替案を提案すること。また、上記作業を本事業のコンサルティングサービスに含める場合は、その旨、TOR に明確に記載すること。

また、指標の選定に際しては、本事業による「融資残高」「本コンポーネント融資により支援された経済特区・EPZ・工業団地数」等の直接的便益に限定せず、日本企業の進出増加などの間接的な便益も考慮し、日本企業の進出に対する側面支援という観点を必ず盛り込むこと。

ク) TPP/DPP 案の策定

- a. 本コンポーネントにおいて TPP/DPP (バングラデシュ国内における事業許可のための事業計画)の提出の必要性について財務省および政府機関に対して確認を行う。その際には、他の類似先行事例(プロジェクト型セクターローン)におけるスキームを参照に



し、必要に応じて TPP/DPP 不要を提案・説得する等の作業も行う。

- b. TPP/DPP が必要な場合、実施機関の財務省財務局や担当機関の道路局等に対して本事業の TPP/DPP (案) の策定支援を行う。内容については、本事業の原案がそのまま適切に反映されるよう留意する。(事業費やコンサルティングサービス MM 等が不適切に削減されないように配慮)

#### 7) 環境社会配慮の確認

(本事業のカテゴリが C と確定できず、B とされ、サブプロジェクトにカテゴリ A が含まれないことが明白の場合)

JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境社会配慮ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。

#### ア) プロジェクト型セクターローン対象サブプロジェクト実施機関/担当機関の環境社会配慮の実施能力の確認

- a. サブプロジェクト実施機関/担当機関（政府機関等）の環境社会管理システム (ESMS) 全般について確認する。「金融仲介者などの ESMS チェックリスト」(添付資料)に基づき確認を行う。

- 環境社会配慮方針
- スクリーニング・カテゴリ分類・レビュー手続
- 環境社会配慮面での組織構造と人員
- モニタリングと報告手続
- 環境社会管理の実績

また、上記結果を踏まえて、当実施機関の能力強化策の必要性を検証し、必要な場合はその改善策を検討する。

- b. サブプロジェクト実施機関/担当機関（政府機関）が財務省ならびに機構に対し ESMS モニタリング結果を報告するための方法・マニュアルを作成する。(ESMS の実施状況について、本事業のプログレスレポート等の一環として、少なくとも年次報告を行うことを義務付けるもの)

#### イ) プロジェクト型セクターローン対象サブプロジェクトにおける環境社会配慮に係る基礎情報の確認

以下の環境社会配慮に係る主な項目について確認する。

- a. ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民の生活区域、及び社会経済状況など）の確認
- b. 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
  - 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
  - JICA 環境社会配慮ガイドラインとの整合性
  - 関係機関の役割
- c. スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- d. 影響の予測
- e. 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- f. 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- g. 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成
- h. 予算、財源、実施体制の明確化
- i. ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

#### ウ) サブプロジェクトにおける簡易住民移転計画の作成支援

JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下 a.~i.のとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も機構へ提出する。

- a. 用地取得・住民移転の必要性
- b. 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- c. 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- d. 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- e. 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- f. 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- g. 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- h. 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタ

ント、NGO等)の特定及びその責務

- i. 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- j. 費用と財源
- k. 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- l. 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

なお、当項目7)は、前述3)においてサブプロジェクトが確定した時点で、本コンポーネントの環境カテゴリ(カテゴリCあるいはB)を決定するとともに上記作業の実施について改めて検討する必要があるため、本コンサルタントは上記3)が確定した時点で機構に報告、本件についての協議を行うこと。

#### (8) 本事業全体の実施体制の提案

- 1) (5)～(7)での確認・検討を踏まえて提案された本事業全体にかかる実施体制の業務フローと資金フローの確認
- 2) 本事業実施に関わる実施機関・担当機関の能力確認
- 3) 明確な責任と役割分担を割り当てた実施機関・担当機関に基づく実施体制の提案
- 4) 本事業のPIU(事業実施ユニット)の要員計画の策定
- 5) ステアリング・コミッティーの構成(実施省庁 Executing Ministry、実施機関 Executing Agency、担当機関 Implementation Agency や、在バングラデシュ日本国大使館・機構関係者を含む)について、決定権限、役割分担と責任所在の明確化
- 6) 実施機関、担当機関等の関係者を集めての事業実施に向けたワークショップ開催
- 7) ステアリング・コミッティー準備会合の開催
- 8) 全体にかかる実施体制と、(5)～(7)で指示する各コンポーネントの資金フロー・実施体制との整合性の確認
- 9) (5)～(7)で指示する各コンポーネントの資金フロー・実施体制を含めた、本事業全体にかかる実施体制において、一連の業務をリハーサル・シミュレーション
- 10) 本事業に必要な維持管理体制の提案

#### (9) 本事業全体の事業実施スケジュール

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計/実施期間について、月単位のバーチャート(機構の様式に基づく)により、最も効果的・効率的なスケジュールの妥当性を検討する。

## (10) 本事業全体の事業の概略事業費

事業の概略事業費については、以下に従って積算を行う。

### 1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。  
なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載しない。

ア) 本体事業費

イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ) 本体事業費に関する予備費

エ) 建中金利

オ) コンサルタント費 (プライスエスカレーションと予備費を含む)

カ) その他1 (融資非適格項目)

- ・ 用地補償等
- ・ 関税・税金
- ・ 銀行手数料
- ・ 事業実施者の一般管理費
- ・ 他機関建中金利

キ) その他2

- ・ 完成後の維持・管理費
- ・ 環境管理計画の実施にかかる費用
- ・ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
- ・ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

このうち、下線部についてはその算出方法等を機構から指示することがある。

### 2) 事業費の算出様式

事業については、別途機構が提供するコスト計算支援システム (Excel ファイル) の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

### 3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」(2009年3月版) を参照する。

### 4) 積算総括表

「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

## (11) 本事業の評価に関わる検討

### 1) 運営・効果指標にかかる基本データの収集と検討

本事業を定量的効果、定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、ベースライン値とともに本事業完成後 3 年を目途とした目標年の目標値を設定する。この他、定量的指標として受益者数、財務的・経済的内部収益率（FIRR、EIRR）を算出する。

- 2) モニタリング計画、運営・効果指標にかかる提案
- 3) 事業事前評価表案の作成

(12) バングラデシュにおける外国直接投資促進にかかる広報（英語版・日本語版イメージビデオ作成）

作成に当たっては以下の内容を含め、特に現地状況の映像や経済特区候補地のイメージ・パース（案）等を入れ込んで、視聴者に具体的なイメージを抱かせるように留意すること。

- 1) バングラデシュの投資環境の紹介
- 2) 本事業の紹介
- 3) 経済特区構想の進捗状況紹介

(13) バングラデシュにおける現地セミナー開催

本業務の期間中バングラデシュダッカ市にて、日本とバングラデシュ双方の民間とバングラデシュ政府で外国直接投資に関わる政府機関等による本事業への理解促進や、経済特区等の建設・運営に関連する汚染防止等の環境技術や省エネ技術、スマートシティ構想等の紹介を目的とした技術説明会を開催する。説明会への出席人数は最大 50 人程度、時間は半日程度とする。

想定される業務内容は以下の通りとする。業務実施に際しては、機構南アジア第四課へ適宜報告及び情報共有を行い、説明会にて収集した情報は報告書に反映する。

- 1) 現地セミナーのバングラデシュ側主催機関に対する支援
  - ア) 開催目的、日程、内容等に関する打ち合わせ実施、プログラム作成等の支援
  - イ) 会場準備、資機材等に係る確認・手配
  - ウ) 関係機関高官への出席促進、参加者の取り纏め
  - エ) 説明会資料の取り纏め、共有
  - オ) その他、参加者への各種伝達及び関係者間の連絡・報告・調整
- 2) 日本からの参加者に対する支援
  - ア) 説明会開催趣旨の説明、情報提供
  - イ) 本調査の背景、今後の事業実施の可能性等に係る情報提供
  - ウ) 航空券、査証取得、安全管理、宿泊先、車両手配等に関する情報提供
  - エ) バングラデシュ滞在中の参加者の案内
  - オ) バングラデシュ側関係機関との面談希望聴取、面談の設定
  - カ) その他、参加者への各種伝達及び関係者間の連絡・報告・調整

参加する本邦企業の直接経費（航空費、滞在費（日当）、宿泊費、保険料、経費、講師謝金等）については参加企業が負担するため、計上は不要である。また、会場準備や資機材に係る経費は実施機関が負担する。それ以外の上記に係る一切の費用（コンサルタントの人件費等）については、見積書に積算することとする。

#### （14）カウンターパートの本邦招聘と説明会開催

日本国内にて、日本企業による投資の誘致や経済特区建設への参加促進を目的とするカウンターパートによる説明会（投資説明にかかるロードショー）を開催し、バングラデシュでの経済特区建設・運営や進出を検討している本邦企業との協議などを行う。コンサルタントが行う具体的業務は以下を想定している。

人数は10人程度、日数は10日間程度を想定している。

##### 1) 受け入れ

- ア) 航空券の手配
- イ) 査証の手配（ただし、口上書の作成は機構が支援）
- ウ) 来日時・帰国時の空港送迎
- エ) 本邦における宿舍手配及び宿泊先への支払
- オ) 保険加入手続き
- カ) 参加者に対する来日時手当及び滞在費（日当）、諸経費の支給
- キ) 招聘日程に基づく参加者の国内移動手配

##### 2) 招聘プログラムの実施

- ア) 招聘日程及びプログラムの作成
- イ) 講師の手配
- ウ) 見学先・実習先の手配
- エ) 視察資料の作成
- オ) 講義・実習・見学の実施

##### 3) 招聘プログラムの監理

- ア) 招聘日程に基づく参加者の引率及び講義・実習・見学における通訳等
- イ) 参加者への各種伝達及び招聘プログラム関係者間の連絡・報告・調整
- ウ) 引率・同行中の参加者の病気・怪我等緊急事態、各種トラブルへの初動対応

招聘プログラムの実施に関する直接経費（航空費、滞在費（日当）、宿泊費、保険料、経費、講師謝金等）については見積書に積算することは不要とし、契約交渉で協議する。それ以外の上記に係る一切の費用（人件費等）については、見積

書に積算することとする。なお、会議費（会議費とは、招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと）の計上は認めない。

#### (15) TPP/DPP の申請支援

「5. 実施方針及び留意事項（4）バングラデシュ政府内の事業承認手続き」記載の留意事項に基づき、本協力準備調査中にバングラデシュ側で手続きがなされる TPP/DPP 策定に係る側面支援を行う。

### 7. 調査業務の流れ

本業務の流れは以下を想定しているが、「5. 実施方針及び留意事項」「6. 業務の内容」に十分留意の上、より効果的・効率的な調査方法がある場合にはプロポーザルにて提案すること。

#### (1) 出発前国内準備作業（2014年5月中旬）

- 1) 「6. 業務の内容」のうち、(1)～(2)を行う。
- 2) 関連資料の収集・分析を行う。
- 3) 調査全体の方針、調査方法、作業工程、要員計画、ファイナルレポートの目次の検討を行う。
- 4) 上記作業を踏まえて、インセプションレポート（案）を作成し、機構に説明した上でコメントを反映させて、インセプションレポートを完成させる。
- 5) 日本企業向けの、現地通貨建て資金需要のヒアリング調査の調査票を作成する。

#### (2) 第1次現地調査（2014年5月中旬～7月上旬）

- 1) インセプションレポートを「バ」国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。
- 2) 「6. 業務の内容」のうち、(3)～(4)、(5)の1)～5)、(6)の1)～5)、(7)の1)～5)を行う。
- 3) 第1次現地調査で得られた結果概要を、機構バングラデシュ事務所へ報告し、第2次現地調査に向けた協議を行う。

#### (3) 第1次国内作業（2014年7月上中旬及び8月上旬）

- 1) 第1次現地調査で得られた結果概要を取り纏め、機構に報告し、協議する。
- 2) 第1次現地調査結果と機構との協議を踏まえ、第2次現地調査の方針、方法、スケジュール等を見直した上で、第2次現地調査実施前に機構に説明する。
- 3) プロGRESSレポート（案）を作成し、機構に説明した上でコメントを反映してプロGRESSレポートを完成させる。

- 4) (12)、(13)の準備を行う。
  - 5) 現地におけるラマダン終了後の8月上旬に、(14)を行う。
- (4) 第2次現地調査(2014年8月中旬～9月下旬)
- 1) 「6. 業務の内容」のうち、(5)の6)～7)、(6)の6)～7)、(7)の6)～7)、(8)～(11)、(12)を行う。
  - 2) 第2次現地調査で得られた結果概要を、機構バングラデシュ事務所へ報告し、インテリムレポートの作成に向けた協議を行う。
- (5) 第2次国内作業(2014年10月上旬)
- 1) 第2次現地調査で得られた結果概要を取り纏め、機構に報告し、協議する。
  - 2) 第2次現地調査結果と機構との協議を踏まえ、第3次現地調査の方針、方法、スケジュール等を見直した上で、第2次現地調査実施前に機構に説明する。
  - 3) 上記作業を踏まえて、インテリムレポート案を作成し、機構に説明した上でコメントを反映させて、インテリムレポートを完成させる。
  - 4) (12)についてはドラフト版を完成させる
- (6) 第3次現地調査(2014年10月下旬～12月下旬)
- 1) 「6. 業務の内容」のうち、(12)、(13)の準備、(15)並びに業務全体の情報アップデートを行う。
  - 2) 第3次現地調査で得られた結果概要を、機構バングラデシュ事務所へ報告し、インテリムレポートの作成に向けた協議を行う。
- (7) 第3次国内作業(2015年1月上旬)
- 1) 上記作業を踏まえて、ドラフトファイナルレポート案を作成し、機構に説明した上でコメントを反映させて、ドラフトファイナルレポートを完成させる。
  - 2) (13)の準備を行う。
  - 3) (12)を完成させる。
- (8) 第4次現地調査(2015年1月中旬～2月上旬)
- 1) 「6. 業務の内容」のうち、(13)、(15)並びに業務全体の情報アップデートを行う。
  - 2) 完成した(12)を(13)においてバングラデシュ政府機関に紹介する。
  - 3) 先方政府にドラフトファイナルレポートを説明する。
  - 4) 第4次現地調査で得られた結果概要を、機構バングラデシュ事務所へ報告し、ファイナルレポートの作成に向けた協議を行う。
- (9) 帰国後整理作業(2015年2月中下旬)



- 1) (13)の結果を機構に報告する。
- 2) これまでの調査・作業を踏まえて、ファイナルレポート(案)を作成し、機構に説明した上でコメントを反映させて、ファイナルレポートを完成させる。

(10) ファイナルレポート提出(2015年3月上旬)

## 8. 成果品等

### (1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。各報告書の Bangladesh 政府への説明・協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得ること。

成果品はファイナルレポートとする。

#### 1) インセプションレポート

提出時期：調査開始時(2014年5月中旬を想定)

部数：英文10部(機構3部、Bangladesh 政府機関7部)

#### 2) プロGRESSレポート

提出時期：第1次現地調査終了後(2014年7月中旬を想定)

部数：英文10部(機構3部、Bangladesh 政府機関7部)

#### 3) インテリムレポート

提出時期：第2次現地調査終了後(2014年10月上旬を想定)

部数：英文10部(機構3部、Bangladesh 政府機関7部)

#### 4) ドラフトファイナルレポート(サブプロジェクトにかかる環境アセスメント報告書案、簡易住民移転計画案含む)

提出時期：第3次現地調査終了後(2015年1月上旬を想定)

部数：要約版和文3部(機構)、英文10部(機構3部、Bangladesh 政府機関7部)

#### 5) ファイナルレポート(要約版、環境アセスメント報告書案、サブプロジェクトにかかる簡易住民移転計画案含む)

提出時期：帰国整理作業後(2015年3月上旬を想定)

部数：英文(製本版) 30部(機構3部、Bangladesh 政府機関27部)

英文(簡易製本版) 3部(機構1部、Bangladesh 政府機関2部)

英文(CD-R) 7部(機構4部、Bangladesh 政府機関1部)

和文(製本版) 3部(機構)

和文(CD-R) 5部(機構)

※ファイナルレポートは、製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、

一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、調査終了後速やかに公開するもの。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途機構と十分に協議の上決定する。

- ア) コスト積算、調達パッケージ、コンサルティングサービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報。
- イ) 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報。
- ウ) 民間企業の事業や財務に関わる情報。

## (2) 報告書の作成・印刷仕様

ファイナルレポート以外の報告書の作成仕様は、A4版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。ファイナルレポートの仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づき作成するものとする。(当ガイドラインは機構ホームページ 調達情報 関連規程・ガイドライン等を参照のこと。)

## (3) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、機構様式による収集資料リストを付した上で調査終了後機構に提出する。

## (4) その他提出物

### 1) 議事録等

先方政府との各調査報告書説明・協議にかかる議事録(ミニッツ、M/M)を作成し、機構に速やかに提出する。また、機構及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3日程度のうちに機構に提出すること。機構バングラデシュ事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日前までに配布資料(各報告書の和文要約を含む)を機構に提出すること。

### 2) 調査業務報告書

機構の規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月15日までに機構に提出する。

### 3) 概略事業費詳細

概略事業費の詳細を機構へ提出する。

### 4) デジタル画像集

本事業実施前と、円借款による事業が完了するタイミングでの構造物・整備効果の対比を行うことができる現場写真を機構へ提出する。

### 5) その他

サブプロジェクト実施に関して、住民移転や用地取得が生じた場合には、環境アセスメント報告書、初期環境影響評価案、簡易住民移転計画案、社会

経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果の提出も要する。

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の 和文要約等、機構が必要と認め報告を求めたものについて提示する。

(5) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 各調査報告書は、バングラデシュ政府への提出に先立ち、事前に機構に提出し、承諾を得ること。
- 3) 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- 4) 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナルレポートについては、調査結果の概要を3~5ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約、英文サマリーの最初の部分に入れること。
- 5) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 6) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 7) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 8) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

業務は2014年5月中旬より開始し、2015年3月中旬の終了を目途とする。2014年5月中旬より国内準備作業を開始し、国内準備作業終了後、第1次現地調査を行う。2015年2月下旬までにファイナルレポートを作成、提出する。

項目 \ 時期	2014年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2015年 1月	2月	3月
国内準備作業	□										
インセプション レポート提出	△										
第1次現地調査											
第1次国内作業			□								
プログレスレポ ート提出			△								
第2次現地調査											
第2次国内作業						□					
インテリムレポ ート提出						△					
第3次現地調査											
第3次国内作業								□			
ドラフトファイ ナルレポート提 出									△		
第4次（最終） 現地調査											
帰国後整理作業										□	
ファイナルレポ ート提出											△

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

##### (1) 業務量の目途

約 39.12M/M

##### (2) 業務従事者の構成

本業務には、下記の分野を担当する団員を参加させることを想定している。なお、分野の変更・追加または統合・分離を提案する場合は理由を含めプロポーザルにて提案す

ること。

- 1) 総括/外国直接投資促進（評価対象） : 格付け 2 号
- 2) 財務 : 同 3 号
- 3) ファンドマネージメント（評価対象） : 同 3 号
- 4) 経済特区・民間 EPZ 開発 : 同 3 号
- 5) インフラ整備 : 同 3 号
- 6) 経済分析 : 同 3 号
- 7) 環境社会配慮 : 同 4 号

### 3. 相手国の便宜供与

本業務は機構の責任において実施するものであることから、バングラデシュ政府から特別な便宜供与を得られるものではない。ただし、本業務実施にあたり、機構南アジア部から主な業務対象機関へ業務内容・実施スケジュールを通知し、業務協力を依頼するとともに、機構バングラデシュ事務所が関係諸機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な業務実施のための協力を行うものとする。

### 4. 参考資料

以下の資料はバングラデシュ政府、機構、その他機関のウェブサイト等にて閲覧すること。

- 機構「バングラデシュ国経済特区情報収集・確認調査 最終報告書」(2013年8月)
- 機構「バングラデシュ国民間セクター開発プログラム準備調査（産業育成・貿易投資促進）報告書」(2012年8月)
- Bangladesh Sixth Five Year Plan: FY2011-FY2015
- 機構「チッタゴン地域工業開発計画本格調査」（開発調査、1995年9月）
- 機構「民間セクター開発プロジェクト形成調査」（プロジェクト形成調査、2004年10月～2005年6月）
- 機構「輸出産業多角化のためのサブセクター成長支援計画調査」（開発調査、2007年2月～2009年3月）
- 世界銀行「Bangladesh: Piloting Reform through the Development and Management of Economic Zones」（2006年6月）
- 世界銀行（FIAS）「Bangladesh: Pursuing Investment Climate Improvements: From Analysis to Reform (An Administrative Barriers Review)」（2006年11月）
- 世界銀行「Harnessing competitiveness for stronger inclusive growth: Bangladesh Second Investment Climate Assessment」（2008年10月）
- 世界経済フォーラム「Global Competitiveness Report 2012-2013」
- 世界銀行「Doing Business 2013」
- 環境社会配慮プロファイル「Bangladesh ESC Profile 2012」「Bangladesh ESC Profile Supplement 2012」

➤ 環境社会配慮：カテゴリ B 案件報告書執筆要領

## 5. 現地再委託

以下の項目については、当該業務の経験・知見を豊富に有する機関、コンサルタント等に再委託して実施することができる。なお、これ以外に現地再委託による実施が望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案する。

現地再委託にかかる見積もりは、別見積もりとすること。

➤ 「第2 6. 業務の内容 (2) 事業背景及び事業の必要性の確認、(3) 外国直接投資の促進にかかる課題の抽出に記載される、外国直接投資促進にかかる課題や経済特区にかかる実地調査やヒアリング調査」

➤ 「第2 6. 業務の内容 (12) バングラデシュにおける外国直接投資促進にかかる広報（英語版日本語版イメージビデオ作成）」のうち現地での撮影部分

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行う。

## 6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、機構バングラデシュ事務所、在バングラデシュ日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以上